



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会社名 太平洋興発株式会社
代表者名 代表取締役 佐藤 幹介
(コード番号 8835 東証 第1部)
問合せ先 常務取締役 板垣 好紀
(TEL. 03-5830-1601)

単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成29年6月29日開催予定の当社第142期定時株主総会に単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所において、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、売買単位を100株に統一するための取組みが推進されていることを踏まえ、当社は本年10月1日をもって、当社普通株式の売買単位となる単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成29年10月1日

(4) 変更の条件

平成 29 年 6 月 29 日開催予定の当社第 142 期定時株主総会において、下記「2. 株式併合」及び「3. 定款一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式数の変更後においても、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とするために、また、株主の皆様の権利に出来る限り影響を及ぼすことがないよう、株式の併合を行うものであります。

(2) 併合する株式の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の方法・割合

平成29年10月1日をもちまして、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主様の所有株式数を基準に、普通株式10株を1株の割合をもって併合いたします。

③併合により減少する株式数（平成29年3月31日現在）

株式併合前の発行済株式総数	77,834,489株
株式併合により減少する株式数	70,051,041株
株式併合後の発行済株式総数	7,783,448株

(注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

④併合後の発行可能株式総数

株式併合の効力発生を条件として、発行可能株式総数を2千万株（株式併合前：2億株）に変更する予定です。

⑤株式併合による影響等

株式併合により、発行済株式総数は10分の1に減少することとなりますが、実施前後での純資産等は変動いたしませんので、1株当たりの純資産額は10倍となります。このため株式市況などその他の変動要因を除き、ご所有の当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 併合により減少する株主数

本株式併合を行った場合、10株未満の株式を所有の株主様345名（そのご所有株式数の合計は528株）が株主たる地位を失うこととなります。なお、本株式併合の効力発生日までは、会社法第192条第1項の定めにより、その単元未満株式を買い取ることを当社に請求することができますので、お取引のある証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

<株主構成>

(平成29年3月31日現在)

所有株式数	株主数(割合)	所有株式数(割合)
総株主	6,508名(100.0%)	77,834,489株(100.0%)
10株未満所有株主	345名(5.3%)	528株(0.0%)
10株以上所有株主	6,163名(94.7%)	77,833,961株(100.0%)

(5) 併合の条件

平成 29 年 6 月 29 日開催予定の当社第 142 期定時株主総会において、本株式併合に係る議案、下記「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款一部変更

(1) 定款変更の理由

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、現行定款第 7 条に規定される当社普通株式の単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更するとともに、上記「2. 株式併合」に記載した株式併合による発行済株式総数の減少を勘案し、現行定款第 5 条に規定される発行可能株式総数を株式併合の割合に合わせて減少させるものがあります。

なお、現行定款第 5 条及び第 7 条の変更の効力は、株式併合の効力発生日に生じることとする附則を設け、株式併合の効力発生日経過後は、これを定款から削除する旨も合わせて規定いたします。

(2) 定款変更の内容

変更内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第4条 (条文省略)	第1条～第4条 (現行通り)
第2章 株式	第2章 株式
第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2億株</u> とする。	第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2千万株</u> とする。
第6条 (条文省略)	第6条 (現行通り)
第7条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
第8条～第47条 (条文省略)	第8条～第47条 (現行通り)
(新設)	<u>附則 本定款第5条及び第7条の変更は、平成29年10月1日をもって効力が発生するものとする。なお、本附則は平成29年10月1日の経過後、これを削除する。</u>

4. 今後の日程

取締役会決議日	平成 29 年 5 月 12 日
定時株主総会開催日	平成 29 年 6 月 29 日 (予定)
株式併合の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)
単元株式数変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)
発行可能株式総数変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)
株主様宛株式併合割当通知の発送	平成 29 年 11 月上旬 (予定)
株式の処分代金の支払い開始	平成 29 年 12 月上旬 (予定)

(注) 上記のとおり、本株式併合及び単元株式数変更の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式の売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日となります。

以上

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関するQ & A

Q 1. 単元株式数の変更とは、どのようなことですか？

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所における売買の単位となる株式数を変更することです。

今回、当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とは、どのようなことですか？

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。

今回、当社では、10株を1株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的はどのようなことですか？

A 3. 東京証券取引所を含む全国証券取引所は、投資家の利便性向上等を目的とし、国内上場会社の売買単位を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。

当社は東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を100株に変更するものです。

また、当社は東京証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を勘案し、当社株式について10株を1株にする併合することといたします。

Q 4. 株式併合は資産価値に影響を与えないのですか？

A 4. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株あたりの資産価値は10倍になります。

したがって、株式市況の変動等、他の要因を別にすれば、株式併合による資産価値の変動はありません。

Q 5. 所有株式数と議決権数はどうなりますか？

A 5. 株主様の株式併合後の所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された所有株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例 1	1,565株	1個	156株	1個	0.5株
例 2	1,000株	1個	100株	1個	なし
例 3	560株	なし	56株	なし	なし
例 4	3株	なし	0株	なし	0.3株

※株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合（上記の例1・例4の場合）はすべての端数株式を当社が一括して処分し、端数株式が生じた株主様にその処分代金を端数の割合に応じて、お支払いいたします。

Q 6. 株式併合により所有株式数が減少しますが、受取る配当金への影響はありますか？

A 6. 株式併合の効力発生後は、併合割合を勘案して1株当たりの配当金額を設定させていただきますので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として、株主様の受取る配当金総額に変動はありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当金は生じません。

Q 7. 端数株式が生じないようにする方法はありますか？

A 7. 株式併合の効力発生前に単元未満株式の買取りをご請求いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることができます。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または当社株式名簿管理人（三井住友信託銀行証券代行部）までお問い合わせください。

Q 8. 株式併合後も、単元未満株式の買取請求はできますか？

A 8. 株式併合後においても、株式併合前と同様に単元未満株式の買取りをご請求いただけます。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または当社株式名簿管理人（三井住友信託銀行証券代行部）までお問い合わせください。

Q 9. 株主は何か手続きをしなければなりませんか？

A 9. 株主様にお願いする特段のお手続きの必要はございません。

Q10. 今後の具体的なスケジュールは、どうなりますか？

A10. 主なスケジュール（予定）は次のとおりです。

取締役会決議日	平成 29 年 5 月 12 日
定時株主総会開催日	平成 29 年 6 月 29 日（予定）
1,000株単位での売買最終日	平成 29 年 9 月 26 日（予定）
100株単位での売買開始日	平成 29 年 9 月 27 日（予定）
株式併合、単元株式数変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日（予定）
株主様宛株式併合割当通知の発送	平成 29 年 11 月上旬（予定）
株式の処分代金の支払い開始	平成 29 年 12 月上旬（予定）

【お問い合わせ先】

ご不明な点につきましては、お取引の証券会社または下記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
フリーダイヤル 0120-782-031
〒168-0063 東京都杉並区和泉2-8-4

以上